

## 2024年度以降の発電側課金制度の導入に関するお知らせ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年4月1日より、電力系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とする発電側課金制度が導入されるため、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 導入される制度の対象

10kW以上の発電設備を有する発電事業者さま

(注1) 2024年3月末までにFIT認定を取得されている場合、当該認定による買取期間内は対象外となります。

(注2) 同時最大受電電力が10kW未満の電源については、当面の間、対象外となります。(ただし、実際の逆潮流が10kW以上となった場合は、課金対象となります。)

#### 2 制度の詳細内容

制度の詳細につきましては、当社ホームページ内でご案内しておりますので、以下リンク先をご確認ください。

【系統連系受電サービス料金（発電側課金）制度について】

[https://kepcocorp.jp/ryokin/kaitori/generation\\_fee/](https://kepcocorp.jp/ryokin/kaitori/generation_fee/)

#### 3 その他

当社は、今回の制度が導入されることに伴い、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の変更を予定しております。別途内容が確定次第、以下リンク先においてお知らせさせていただきます。

なお、当社と個別に電力受給契約書を締結されており、導入される制度の対象となる発電事業者さまについては、導入される制度の内容を踏まえた電力受給契約書の変更が必要となりますので、別途内容が確定次第、当社より発電事業者さまへ個別にご案内させていただきます。

【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱】

<https://kepcocorp.jp/ryokin/kaitori/list/list1/>